

[論 文]

# 成年被後見人に対する後見人等の 支援に関する文献研究

—本人意思を尊重するための支援のあり方の構築のために—

岡 本 あゆみ<sup>\*</sup>

Key words : 成年後見制度、市民後見人、人生終盤の支援・連携

## はじめに

2006年12月に第61回国連総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、わが国では遅れて2014年1月に批准書を国連事務総長に提出し、同年2月に国内での発効となった(北野, 2016)。障害者権利条約の目的(第1条)は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、および確保すること並びに障害者固有の尊厳の尊重を促進すること」である。そして、法の前に等しく認められる権利(第12条)が示されており、それはすなわち、障害者の権利として意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず不当な影響を及ぼさないよう個別に支援されること等である。しかし、これまで終末期や認知症などによって判断能力に障害のある者へ、家族らの他者による意思決定に基づく医療等が提供されてきている実態があり(岡本, 2015)、必ずしも本人意思にそった支援になっているとはいえない。そのため、成年後見制度とその関連法の見直しやパラダイム転換は最優先課題であるとして、障害者権利条約、すなわちノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視をふまえた成年後見制度の利用の促進に関する法律が2016年4月に承認された(大口, 2016)。また、成年後見人等に係る関係法律の改正等は3年以内を目途にすすめられる予定である。

したがって、わが国の成年後見制度に係る本人意思を尊重するための支援のあり方を明らかにすることは、喫緊の課題であるといえる。

---

<sup>\*</sup> 淑徳大学看護栄養学部助教

## I 研究の背景

### 1. 成年後見制度の変遷および動向について

現在わが国では、疾病や障害により判断能力が不十分となった場合に、生活上の不利益を被らないように成年後見人を活用することができる。以下、成年後見制度の成り立ちからその変遷に合わせて4つに分けて示す。

#### (1) 禁治産・準禁治産制度について

1898年(明治31年)から認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等を保護・支援するための制度として、民法における禁治産・準禁治産制度が始まった(水野ら, 2001)。しかし、1913年(大正2年)の禁治産宣告が約100件、準禁治産宣告が約800件、その85年後の1998年(平成10年)の障害や認知症等の問題が顕在化してきた高齢社会においてもそれぞれ約150件、約1,600件と、制度の利用はあまり伸びなかった(斎藤, 2001)。加えて、世界的な障害者へのノーマライゼーション及び自己決定の尊重の思想の高まりと、家制度に基づいた援助の困難さが顕在化し(水野ら, 2001)、1990年代後半になると禁治産・準禁治産制度の不適切性が指摘されるようになった。その理由として、禁治産・準禁治産ということばが無能力者(星野, 1995)という意味をもちながら、戸籍への記載と官報による公示(斎藤, 2001)という規定があったこと、権利資格が剥奪されることにより残存機能の活用の機会を失うこと、財産の悪用や損害回復の困難なこと(日本弁護士連合会, 1996: 日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会東京都支部「成年後見法大綱」検討プロジェクト, 1997: 日本社会福祉士会成年後見制度研究委員会, 1997)が挙げられていた。また、財産が少なく判断能力に障害がある者や身寄りのない者が、成年後見制度の対象外となり(水野ら, 2001: 斎藤, 2001: 五十嵐ら, 1998)、制度の利用が必要な人ほど活用が困難な問題があった。

#### (2) 禁治産・準禁治産制度に代わる新たな成年後見制度の導入について

禁治産・準禁治産制度の利用における様々な問題を解決するために、障害者らの権利を擁護する新たな後見制度の導入が議論された(法務省, 1999)。1999年(平成11年)第146回国会において「民法の一部を改正する法律」「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「後見登記等に関する法律」が制定された(斎藤, 2001)。また、本人に残された能力を最大限に生かして自己決定権を尊重しながら、本人にとって必要な支援が提供されるよう「任意後見契約に関連する法律」(児嶋, 2000)が新たに加えられた。新たな成年後見制度として、介護保険制度と同じく2000年(平成12年)4月に施行された。改正点は、名称変更、日用品等に関する取消権の除外、保佐(旧禁治産)人への取消権の付与、そして判断能力の障害が軽度の者への補助の新設(平田, 2002)である。また、旧制度の4親等以内の親族の無い公益代表としての検察官申し立ては殆ど機能していなかったため、市町村に申立権が付与された(松下,

2012)。2003年には障害者へのサービスの枠組みとしての支援費制度、および2006年の障害者自立支援法によって、成年後見制度による契約化がすすめられ、同年高齢者虐待防止法の施行により権利擁護が強化された（高田，2011）。そして、成年後見登記総数は新制度2年目で約1.5万件と旧制度時に比べ10倍以上に増加した（佐藤，2010）。

### (3) 市民後見人について

禁治産・準禁治産制度から新制度になり成年後見登記数は増えたものの、対人口比（2015年）で日本0.1%、ドイツ1.3%、フランス0.9%、スウェーデン1.5%（北野，2016）であり、諸外国と比べると利用が少なく、一人暮らし高齢者の利用も僅かであった（中村，2005）。成年後見制度の利用を妨げているものとして、手続きが裁判所を通す法的なシステムであること、後見人に任命された人が相談や情報交換をする場が無いこと（中村，2005）が挙げられている。また、成年後見制度の対象と考えられる者は、2010年時点で認知症高齢者約200万人、精神障害者約250万人、知的障害者約50万人のおよそ500万人である（甲斐，2010）。しかし、それに対して、家族、司法専門職、社会福祉士だけでは成年後見の担当者が不足するため、利用が進まない指摘（甲斐，2010）されるようになった。そのため、ドイツの名誉世話人、スウェーデンのGodman、イギリスの持続的代理権授与（Durable power of attorney）等を参考に、2009年からある程度の知識や経験がある市民が家庭裁判所に選任されて市民後見人として活動する文部科学省の事業「市民後見人養成プロジェクト」（甲斐，2010）が開始された。

市民後見人は、「本人が何を望んでいるのか」を本人と同じ目線で把握し、同じ市民としての立場から「本人が安心してより豊かに暮らす」ことを、訪問や本人の意向に必要なサービス等として各関係機関や各専門職へつなげるよう期待されている（高田，2011）。市民後見人が少数であっても、各地で活躍することで社会的関心を集めて定着化がはかられた（甲斐，2010）。その後2010年（平成20年）には成年後見登記総数が約8万件と、市民後見プロジェクト開始前より5倍以上と増加した（佐藤，2010）。しかし、市民後見人としては、専門職ではないことで信頼が得にくいこと、ボランティア的な利用を目的とする対象が多いため開業は難しいこと、医療処置について親族でないため同意がないことが問題視されている（佐藤，2010）。また、本人が自己のことを考えて自分の意思で後見のあり方を決めて手続きをしておく任意後見の利用状況は、2002年（平成12年）～2010年（平成20年）までそれぞれ220件、287件、351件、425件、441件であり、増加傾向にはあるものの十分な活用とはいえなかった（熊倉ら，2011）。その理由として、一般人の殆どは任意後見制度について十分には理解しておらず、契約手続きの難しさや後見報酬の支払いが高齢者を躊躇させている（熊倉ら，2011）ことが挙げられていた。

2011年6月の国会で市民後見人の育成と支援に市町村は努めなければならないとして、「介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が承認され（高田，2011）、それに伴い老人福祉法32条の2が新設され、2012年4月に施行された。それに先立ち2011年から厚

生労働省のモデル事業として市民後見推進事業が始まり、各地方自治体主導による市民後見人養成が展開されている。

これらのことから成年後見の社会化がすすみ、全国的に社会福祉協議会等の社会福祉法人やNPO法人等を中心に第三者後見人である法人後見人の受任が徐々に広がっている（西尾，2012）。一方で養護老人ホームにおける調査では、施設が措置の慣例が残る金銭管理や契約代行を行っている実態が明らかになって（宮本，2013）おり、成年後見制度の活用には地域差があると考えられる。

#### (4) 代理・代行決定から自己決定支援へのパラダイム変換について

日本は遅れて2014年になってから障害者権利条約の批准に至り、代理・代行決定から自己決定支援へのパラダイム変換が求められている（小野，2014）。そして、障害者権利条約では障害に基づくあらゆる排除や制限をしてはならないことになっているが、日本では未だ例えば認知症の診断や成年被後見人等であることによって、行為能力が無いとみなされ仕事を失うことがある。国家公務員法第38条には欠格事項として「成年被後見人や被保佐人」、会社法第331号2には取締役の資格等として「成年被後見人若しくは被保佐人等」、医師法第3条には「成年被後見人または被保佐人には免許を与えない」が規定されている。これは個々の能力ではなく、成年被後見人等であることを理由に仕事を剥奪され易い状況にあるといえ、障害があってもまだ有る能力を使って仕事をしたいと考えている者にとっては、成年後見制度の利用を躊躇させる理由になってしまうのではないかと考えられる。そのため、診断名のみで判断や拒絶されるのではなく、個人の能力に応じて仕事や役割が部分的にでも継続できるような仕組みや支援が必要ではないかと考えられる。

## 2. 成年後見人による支援について

成年後見人による支援は、成年後見制度に基づき、これまで司法専門職や福祉専門職や親族が担ってきた。しかし近年では、核家族化、超高齢化、少子化に伴い、成年後見制度活用のニーズが増しているにも関わらず、経済的・社会的な困窮者が少なくないことから、専門職だけではなく一定の講習を修了した一般市民による後見人も活用されるようになってきている。これら後見人による支援は、一般的には財産管理と身上への配慮に大別されている。そして、身上への配慮は生活や療養・介護等に伴う手続き等とされており、これを実施するためには本人や関係者との面談等の対人的な支援も必要となる。なお、支援とは、支援学（Supportology）において今田（2000）は、支援とは何らかの意図を持った他者の行為に対する働きかけであり、その意図を理解しつつ、行為の質を維持・改善する一連のアクションであり、他者のエンパワメントを図ることであると示している。すなわち、支援は利己的に安易な依存体制を作るのではなく、支援される人の状況や受け止め方を内省し、真のニーズを汲み取る必要があるとされている。

2000年の民法改正時の立法民法858条では、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」とされている。すなわち、本人の意向を無視せず、後見人の恣意的判断を押し付けることなく、本人が言いたくても表現できないことに意識を向けて本人の代理を行う（藤本，2014）。そして、成年後見人には、医療や介護に関する機関等の関係職種との相互理解や連携、本人のAdvance Directive（以下AD）や推察した意思を汲む権利擁護の役割が期待されている（菅富，2013；小賀野，2014）。しかし、実際の後見実務では、成年被後見人のADや推察した意思は示されておらず（三浦，2008）、2014年に活用された成年後見の申し立ての9割が預貯金用の管理・解約、3割以上で施設入所に必要な介護保険契約（市町村長における権利擁護機能のあり方に関する研究会，2007）であった。よって現状では、市民後見人を含む成年後見人による本人意思をふまえた具体的な支援の指針や、後見人の対人的な支援に関する実践知を統合したものは見当たらない。

## II 研究方法

### 1. 研究の目的

後見人の対人的な支援に関する実践知を明らかにする。

### 2. 研究方法

#### (1) 研究の対象

医学中央雑誌Web版で国内雑誌に掲載されている、後見に関する対人的な支援を分析データとする。対象文献として、医学中央雑誌Web版、Google Scholarを用いて抽出する。検索キーワードは、[後見人]（シソーラス用語）または[成年後見制度]（シソーラス用語）と、[人間関係]（シソーラス用語）の論理積（and）を用いた。

#### (2) 検索対象年

検索対象年は1983年～2016年である（検索日2016.3.11における全年検索）。

#### (3) 分析方法

文献を熟読し、後見人による支援について論文中の記述やカテゴリ・サブカテゴリで表現されている部分を抜き出し、個々のラベルとした。全ラベルを広げてながめ、支援の特性や対象者に与える影響の類似性によって、分類・整理し、ラベル群のネーミングを繰り返し、最終的なカテゴリを得た。

### Ⅲ 結 果

#### 1. 対象文献数

医学中央雑誌Web版では、検索対象年を1983年～2016年（検索日2016.3.11における全年検索）として118件が検出された。そして、絞り込み条件として原著に限定すると、20件となった。文献は2004年以降から2015年までの間で年間1～2件みられた。また、この検索結果に対して、論文の題目や要旨を含む書誌事項を概観し、後見人等による援助実践がないもの、未成年を対象とするものを除外して、2件となった。同様の条件の下Google Scholarで3/364件が検出された。ただし、これら論文には、対象者との関わりが記されている事例研究・報告も含まれる。総数は5文献となった。

#### 2. 対象文献の概要

対象文献の概要を表1に示す。

対象文献の研究の目的としては、後見事例を通して成年後見に関する現状や特性や支援のあり方を検証していた。データの収集方法は全て半構造化インタビューで、分析は質的に行われていた。対象文献から後見人の支援について抽出したラベルは61枚であり、22のサブカテゴリ、及び7のカテゴリとなった。

#### 3. 分析の結果

分析の結果を表2に示す。

【対象者の判断力の低下に伴い、後見制度活用のための手続きを行う】は、①の文献にみられ、それまでサービスをうけつつ生活していたものの、判断能力の低下にしたがって、関係性の構築や申し立てに必要な準備をすすめる後見申立てまでの運びが示されていた。

【対象者の生活ために財産管理を行う】は、「対象者の財産を保全するために、手続き代行や保管を行う」「対象者が生活するために必要な財産を確保するための手続きを行う」「後見人が金銭管理をすることで、生活に必要な支援がスムーズになる」で構成された。これは、①③⑤の文献のなかに各々の財産管理方法として、入金、預かり、保管、不必要な財産流出の予防手続き、受領が示されていた。また、①には後見人が金銭管理を担当することで、金銭上のトラブルによる家族と生活支援職間の対立関係を防ぐことが示されていた。

【対象者の生活が継続できるように手続きや連携等の支援を行う】は、「対象者にとって、必要なサービスが受けられるようにサービスの契約や利用を支援する」「対象者が困難な支払いや現金の引き出しを代行し、療養生活ができるように支援する」「対象者が入院した時に必要とされ

表 1. 成年後見人等による支援についての文献の概要

No.	文献タイトル、著者、発行年	研究目的	データ収集方法、分析方法	支援対象者	支援者	主な結果
①	ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究—成年後見制度を活用したソーシャルワークの実践の分析から—、鶴浦直子、2011	後見人等との連携・協働によって強化されるソーシャルワーク機能を検証する	ソーシャルワーカーが後見人等との連携・協働によって、効果的に取り組めた実践事例について、半構造化インタビューを行い、帰納的に分析した	被後見人等	後見人等	後見人等との連携・協働によって、【補強】「医療・福祉サービスの活用」「希望・意向の実現化」「被害回復の支援」、【分離】「援助関係の構築」「良好な相互作用関係の促進」、【活性】「被後見人主体の援助」「希望・意向の明確化」「権利侵害の防止」「環境変化の促進」「新たな生活環境の創造」が導き出された
②	社会福祉士が担う成年後見の現状と特性、河端啓吾、2011	社会福祉士が行う成年後見人の現状と特性を探る	後見人になった背景や後見業務としての問題点について半構造化インタビューを行い、M-GTAを用いて分析した	A県内で認知症高齢者である成年被後見人5名、70～90歳代	A県内で成年後見活動をしている社会福祉士2名	成年後見人には財産を守る意識が中心概念として存在し、配偶者不在の中、親族との関係形成や連携を意識して【家族や知人からの影響への対応】を行い、【専門家としての責務間】として社会資源の活用や介護保険制度への意識が高く、【被後見人の生活状態の把握を重要視】し、【今後の生活設計のために、本人の意思を尊重した支援】を行っていることが抽出された
③	判断力が衰え、要介護状態にある独居高齢者の地域生活支援—成年後見制度の「身上監護」を中心に—、柳川育子、2006	後見活動の実践事例を通して、思いに寄り添い、その人が望む暮らしの支援方法を検討する	事例を経時的にまとめ、支援について考察する	成年被後見人1名、80歳代女性、独居、歩行障害があり身体障害者手帳2級	成年後見人1名	成年後見人等の身上監護は、〈契約、支払、見守り、要望、異議申し立て〉の法律行為及び、「見守り」を通して「社会生活の維持(介護・医療サービスの利用、住居の確保、施設への入・退所、教育・リハビリテーションの利用、代理・代弁行為等)」を支援していくことについてまとめた
④	成年後見活動において身上に配慮した生活支援のあり方を呈する際のアセスメント項目の研究—社会福祉士を対象とした聴き取り調査の分析その1—、西原留美子、佐久間志保子、2007	成年後見人等が成年被後見人の意思確認をどのような方法・手順で行っているのか、身上に配慮した生活支援のあり方を決定する際のアセスメント項目について、成年後見人等の役割について検証する	後見受任から現在までの後見活動の概略、被後見人の最善の利益が何で、何を基準に判断したか、後見事務を行う上で迷いの有無や解決方法、被後見人の支援計画について半構造化インタビューを行い、KJ法に基づき図解と文章化を示す	成年被後見人5名、40～70歳代、統合失調症・知的障害・認知症、入院又は入所中	成年後見受任し数年にわたり活動している者12名	「安定した生活環境」について、「被後見人からの訴えの有無」「社会通念上妥当であるか」「家庭裁判所の判断」「経済・家庭状況」が判断要素となっていた
⑤	日常生活自立支援事業と任意後見制度の一体的実施による地域生活支援システムの構築に関する研究—やさらぎ生活支援事業の検証を通じて—、山口理恵子、2014	先端的実践「やさらぎ支援事業」の検証	日常生活自立支援事業と任意後見制度を一体的に実施することによるメリットについて事例検証	独居、任意後見契約を結ぶ判断力がある、生活保護で無い	任意後見人	法人後見という第三者後見として受任することのメリットは、本人の判断能力のあるうちから一定のチームで支援することにより、支援における判断場面に際し、本人意思を予め共通認識できることである

表2. 成年後見人等による支援についての分析結果

カテゴリ	サブカテゴリ	各文献から取り出したラベルの内容、数字は文献番号
1) 対象者の判断力の低下に伴い、後見制度活用のための手続きを行う	対象者の判断力の低下に伴う後見制度活用のための手続きを行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパーに銀行での金銭出納を代行して貰っていたが、対象者の判断能力の低下が進み、成年後見制度を利用することになった③</li> <li>他者と馴染むことに時間を要する性格を配慮し、社会福祉協議会専門員、介護支援専門員、後見人候補者の3者訪問を繰り返し、6回/5か月で関係性を作り、家裁への申し立てを行った③</li> <li>財産目録を作成し、受任後1か月までに家裁へ提出する③</li> </ul>
	対象者の財産を保全するために、手続き代行や保管を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>金銭関係の問題に対応する①</li> <li>知人への外出名目の御礼代が多額であったが、後見人が不適切な財産消費を防止した①</li> <li>不適切な商品に気付いたヘルパーからの連絡があり、本人代行の手続きによってクーリングオフができた⑤</li> <li>対象者が病院に持参していた20万円の現金を本人口座に入金する⑤</li> <li>日常的な書類等の預かり⑤</li> <li>対象者の自宅にスタッフ2名が立ち入り、貴重品を金庫に保管する⑤</li> <li>入院中の一時的な書類等の預かり⑤</li> <li>入院時の自宅立ち入りと保全（郵便物確認、水道光熱新聞等の利用停止）③</li> <li>財産保全のため、金融機関、保険関係、介護関係機関へ後見人としての報告・手続きを行う⑤</li> </ul>
	対象者が生活するために必要な財産を確保するための手続きを行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金受領の支援①</li> </ul>
3) 対象者の生活が継続できるように手続きや連携等の支援を行う	後見人が金銭管理をすることで、生活に必要な支援がスムーズになる	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人が金銭管理をすることで、生活支援職と家族の関係が対立しない①</li> </ul>
	対象者にとって、必要なサービスが受けられるようにサービスの契約や利用を支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士後見人は、社会資源の活用や介護保険制度の意識が高い⑤</li> <li>止まっている介護サービスの契約を支援する①</li> <li>施設や高齢者住宅への手続きがスムーズに行える①</li> <li>施設見学へ対象者と同行し、対象者の様子を見ながら、費用のことも相談して、施設を選んでいた②</li> <li>止まっている介護サービスの契約を支援する①</li> <li>社会福祉サービス契約時の同席⑤</li> <li>入院手続き支援⑤</li> <li>入所手続き支援⑤</li> <li>住民票の取得①</li> </ul>
	対象者が困難な支払いや現金の引き出しを代行し、療養生活ができるように支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納している病院への支払いを支援する⑤</li> <li>金銭管理に不自由がある場合、支払い代行、生活費を定期的に届ける⑤</li> </ul>
	対象者が入院した時に必要とされる連絡や物品の手配を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院時、親族等の指定連絡先への連絡⑤</li> <li>入院中の必要物品の手配⑤</li> <li>対象者が希望する入院生活用品を購入し、病院に届ける⑤</li> </ul>
	対象者の生活維持のために必要な職種への情報提供や話し合いを行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院の相談員と面談し、今後の支援内容について話し合う⑤</li> <li>弁護士や公証人等の専門職への情報提供や相談時の同席②</li> </ul>
	対象者の親族との関係性の構築を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士後見人は、親族との信頼関係の形成や、親族内の理解者と連携を図ることを意識している②</li> </ul>
	対象者の視点を慮り、生活の質の向上を図るための支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人の責務は対象者の財産管理であり、財産を守る意識が中心概念であるが、社会福祉士後見人の場合は生活支援を意識する傾向にある①</li> <li>対象者の視点で、普通感覚でみて援助する①</li> <li>対象者の家族が、銀行で口座解約の拒否にあい、生活に困っていたが、後見人が家裁で手続きし、対象者の財産から家族に生活費を渡すことが可能になった①</li> </ul>
	後見人の存在によって対象者のエンパワメントをはかっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人がいると、SWが対象者へ積極的に聞きやすく、対象者も言い易くなっていると思う③</li> </ul>
金銭管理に伴う対象者への説明を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行や家主への支払い後は、対象者に通帳を見てもらいながら金銭出納の状況を説明する。対象者は「すみませんあ。宜しくお願いします。」「あなたに任せます」と反応していたが、認知症の進行により関心を示さなくなっていく①</li> </ul>	



カテゴリ	サブカテゴリ	各文献から取り出したラベルの内容、数字は文献番号
	対象者の自己実現ニーズが充足されるように支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>絵が趣味の対象者に対し、裁判所と協議して、財産を個展開催に使い、対象者は感動していた②</li> <li>社会福祉士後見人には、生きがいの形成など意識的な戦略が存在している②</li> </ul>
	対象者の意思を尊重した支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士後見人は、対象者の生活状態の把握を重視し、本人意思を尊重し、在宅復帰に向けた支援も意識している②</li> <li>社会福祉士後見人は、対象者の判断能力が低下したなかにおいても、今後の生活設計のために本人の意思を尊重した支援や可能性をつなぐ支援を考える傾向がある④</li> </ul>
	対象者の好みや最善を考えて支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境が変わると対象者の状態も変わることが予測されるため、できるだけ長く現在の施設での生活を維持できるよう支援したいと考えている②</li> <li>社会福祉士後見人は、対象者の生活の質を上げる工夫をしている④</li> <li>後見人は自己の判断が妥当かどうか第三者の意見を聞くと共に、長年継続的に対象者に関わる中で培った信頼関係に基づき、対象者にとっての生活の最善を認識する④</li> <li>対象者のADL低下を懸念して、施設に歩行訓練を提案するが、施設が困難と判断したため、施設との話し合いで、転倒予防のための器具を取り付ける対応をとった④</li> <li>対象者から車購入の要望があり、欲しい表現はできるものの、総合的な判断能力には欠けていると判断して、施設の車を使った方が良いことを説明した④</li> <li>認知症、要介護5で、身寄りが無く、改善が見込めず、年々財産が増加する対象者に対して、本人に役立つよう、家裁に相談・了承を得て施設寄付、菩提寺探し、供養の手配を行った④</li> <li>後見人は対象者の意思を引き出そうと関わった結果、外出や入浴が好きなことが分かり、施設に外出を促す働きかけを行ったり、特殊浴槽での入浴を可能にするデイサービスの利用を手配している①</li> </ul>
5) 後見活動に伴い、地域住民への意識づけや親族間との関係性などの波及効果がある	後見活動を地域住民に認識して貰うことによる啓蒙を行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での後見人の支援の様子を見てもらうことで、地域住民にも支え合いの意識が喚起される①</li> </ul>
	後見活動による対象者と対象者の家族との関係性に好転がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人が施設入所の手続きをし、対象者が入所したことで、長い間音信不通であった親族が訪問するようになった④</li> </ul>
6) 対象者の情報が得られにくい状況があり、必要なケアを受け難くしている	対象者の情報を得にくい状況がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に意思疎通が困難で、身寄りもないため、情報を得る手立てがない④</li> <li>対象者の意思を押し量る情報が乏しい中で、専ら推測するしかない②</li> </ul>
	対象者の過去の情報や事前指示が不足しているため、必要な医療等を受けにくくしている	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士後見人が担当する場合、対象者の過去の情報が少なく、現状から過去の情報を得るには困難な問題が存在している。対象者は判断力だけでなく、認知力も低下しており、本人から情報が得られず、他との繋がりや関係性も無く、医療行為の同意権の取得ができない④</li> </ul>
	第三者後見人には医療行為に対する同意権がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後対象者の状態が悪化した場合の医療行為は医療者の責任の下での対応である③</li> </ul>
7) 対象者の判断能力の低下や認知症の症状によって生じ得る生活の問題に対して、対象者にとっての安全・安楽を図るための支援を行う	対象者の判断能力の低下や認知症の症状によって生じ得る生活の問題に対して、対象者にとっての安全・安楽をはかるための支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の判断能力が低下した場合、表情、態度、仕草等を五感を使って、落ち着く環境を提供していく⑤</li> <li>電話や訪問による安否確認③</li> <li>対象者は膝について畳の上を移動するため、傷があり「ちくちく痛い」と話す。もったいないと畳替えには消極的であったが、(1)フローリング (2) 畳表の張り替え (3) 畳の新調の3案の見積もりや説明を行うことによって、畳の新調ができ、「気持ちがいい」と話した③</li> <li>常時の見守りは困難であるが、家庭訪問を実施して、対象者の生活状況を把握し、対象者の所在、サービス、室温等の環境を確認して整える③</li> <li>対象者が夜間動き回るため、刃物や火の元の管理に注意を払った</li> <li>後見人訪問時、便臭あり、訪問サービスを早めてもらう連絡をした。改善策として、緊急時は看護師の携帯に連絡すること、訪問介護を朝も導入すること、ポータブルトイレの使用を試みることで、防水・ディスポーザブルシーツを利用すること等が検討された③</li> <li>対象者が焼き芋を食べたいと厳冬の真夜中に外出していたため、施設入所を申し込む③</li> <li>対象者の判断能力が低下した場合、意思疎通ができていた時に知り得た情報を基にして、対象者を尊重していく⑤</li> </ul>
	対象者の死後に備える準備のための支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力があるうちに死後事務委任契約、公正証書の作成、遺言執行人の選任⑤</li> </ul>

る連絡や物品の手配を行う」「対象者の生活維持のために必要な職種への情報提供や話し合いを行う」「対象者の親族との関係性の構築を図る」で構成された。①②⑤の文献のなかで、サービス利用のための住民票の取得、入院・入所・入居契約のための支援、支払代行、各職種への情報提供、親族との連携が示されていた。

【対象者の視点を慮り、生活の質の向上をはかるための支援を行う】は、「対象者の生活に合わせた視点で援助を行う」「後見人の存在によって対象者のエンパワメントをはかっている」「金銭管理に伴う対象者への説明を行う」「対象者の自己実現のニーズが充足されるように支援する」「対象者の意思を尊重した支援を行う」「対象者の好みや最善を考えて支援する」「対象者の意思を尊重した支援を行う」「対象者の好みや最善を考えて支援する」で構成された。①の文献で家族の生活も含めた生活支援の意識、一般の感覚や、認知症に関わらない金銭管理に関する説明の実施が示されていた。そして、③の文献では対象者とソーシャル・ワーカー間の対話に同席することで、対象者の潜在能力を引き出していることが伺えた。また、②の文献では、対象者の趣味や生きがい創出や達成のための支援が示されていた。②④の文献では、できるだけ対象者の意思や好みを尊重しつつも、判断能力の低下に合わせて第三者の意見等も踏まえて、対象者にとっての最善の模索や対応が示されていた。

【後見活動に伴い、地域住民への意識づけや親族間との関係性などの波及効果がある】は、「後見活動を地域住民に認識して貰うことによる啓蒙を行っている」「後見活動による対象者と対象者の家族との関係性に好転がある」で構成された。①④の文献で地域や親族のコミュニティエンパワメントについて示されていた。

【対象者の情報が得られにくい状況があり、必要なケアを受け難くしている】は、「対象者の情報が得にくい状況がある」「対象者の過去の情報や事前指示が不足しているため、必要な医療を受けにくくしている」「第三者後見人には医療行為に対する同意権が無い」で構成された。②④の文献で対象者の意思決定能力が無いことがあり、医療行為の同意権を持つ者が不在であること、③の文献で緊急時には医療者の責任の下で対応して貰うしかないことが示されていた。

【対象者の判断能力の低下や認知症の症状によって生じ得る生活の問題に対して、対象者にとっての安全・安楽を図るための支援を行う】では、③⑤の文献のなかで五感による判断、安否や生活状況の確認、問題解決を図るための連絡、段階的な環境調整、施設入所の判断・手続き、以前得た情報の活用、死後事務の準備が示されていた。

## Ⅳ 考 察

成年後見人等の行っている支援としては、まず【対象者の判断力の低下に伴い、後見制度活用のための手続き】が行われることによって成年後見人が法的な代理権を得て、【対象者の生活のための財産管理】【対象者の生活が継続できるように手続きや連携等】【対象者の判断能力の低下

や認知症の症状によって生じ得る生活の問題に対して、対象者にとっての安全・安楽をはかるための見守りや環境調整等】の支援が可能になると考えられた。さらに【対象者の視点を慮り、生活の質の向上を図る】ことを目指している場合もあった。そして、【後見活動に伴い、地域住民への意識づけや親族間との関係性などの波及効果】が期待される一方で、【対象者の情報が得られにくい状況があり、必要なケアを受け難くしている】状況も認められた。これら、後見人等の行っている支援としての各カテゴリの関連について図1に示す。

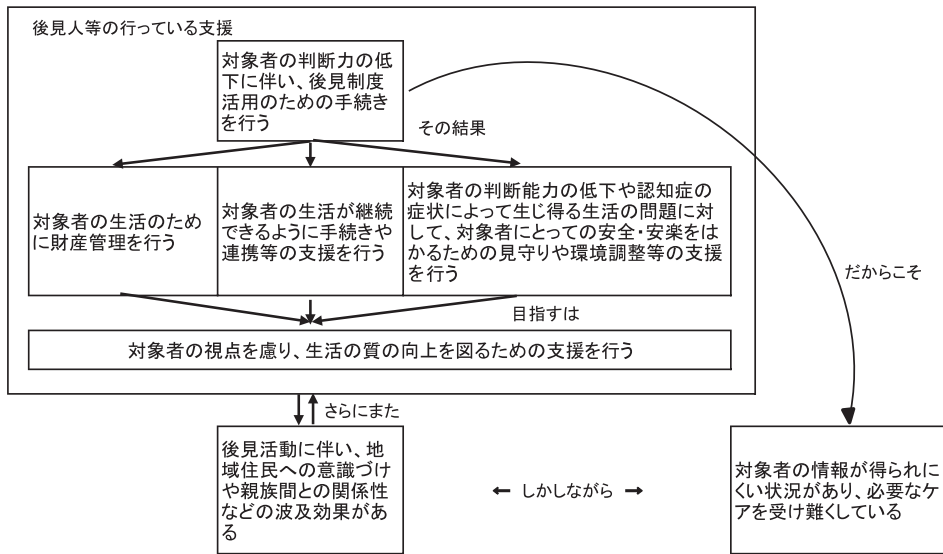


図1. 成年後見人等の行っている支援についての各カテゴリの関連

また、成年後見人等の行っている支援として、各カテゴリに関して以下に考察する。

(1) 【対象者の判断力の低下に伴い、後見制度活用のための手続きを行う】について

【対象者の判断力の低下に伴い、後見制度活用のための手続き】が行われることによって、後見人が法的な代理権を得ることについては、まず「対象者の判断能力の低下」を察知し判断する必要がある。しかしながら、成年後見人等に向ける対象者の判断能力の低下を判断する基準は特に示されていない。ただ、保佐や後見の申し立て時に、医師による診断書が必要とされるのみである。

アルツハイマー型認知症に関する米国・英国・フランス・イタリア・日本の医師（n = 約1,000）への調査では、医師でさえ約半数が「誤診がしばしばある」「診断時期が効果的な介入を行うには遅すぎる」と回答している（Ely Lilly and Company's, 2012）。また、アルツハイマー型認知症の早期診断として一般のCTやMRIでは異常なしになるため、MRI-VSRAD、SPECT、PET（FDG-PETなど）を用いた検査の必要性が示されている（大場, 2013）。判断能力の低下の初期では、対象者自らが自覚していない又はそれを否定していることがあり、認知症の確定診

断のための安価ではない検査の必要性の説明と同意を得ることが困難であり、成年後見人等のみによる説明や判断は難しいと考えられる。よって、申し立ての目安や医師による診断書の必要性を判断するためには、医療的な知識・経験による判断も必要であると考えられ、医療関係職との連携があることが必要ではないかと考える。また、急な初診での連携は難しいため、成年後見人等は予め地域包括支援センターやかかりつけ医とのコンタクトを図っておき、急な病状の変化時にも速やかに後見申し立てやサービスの手続きに必要な診断書等を得られる体制を作っておく必要があると考える。それによって、後見制度活用のための手続きがスムーズに行われ、対象者へのサービスの空白期間を最小限にするのではないかと考える。

(2) 後見人が法的な代理権を得て、【対象者の生活のための財産管理】【対象者の生活が継続できるように手続きや連携等】【対象者の判断能力の低下や認知症の症状によって生じ得る生活の問題に対して、対象者にとっての安全・安楽をはかるための見守りや環境調整等】の支援について

【対象者の生活のための財産管理】では、入金、預かり、保管、不必要な財産流出の予防手続きや、後見人が金銭管理を担当することによる家族と生活支援職間の金銭的な対立関係を防ぐことが示されていた。実際には、財産や負債に応じて手続きが異なり、選任される後見人の職種も異なる。最近の、財産が1,000～2,000万円を超える対象者への法定後見では、司法専門職が選任され、家庭裁判所からまず財産の信託化を行うように指示されているため、【対象者の生活のための財産管理】に適した職種が事前に選択されているといえる。しかし、任意後見等の相談の依頼者のなかには、負債を抱えている対象者の家族等が市民後見人の利用を考えている場合がある。市民後見人については、難易度の低い「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心」「紛争性がない」「専門性が要求されない」事案が想定されている（厚生労働省，2011）。そのため、市民後見人が金銭トラブルの訴訟に適しているとはいえ、そのようなケースを担当する場合には司法専門職等との連携が必要であると考えられる。また、成年後見監督人が選任されるよう任意後見契約の委任から関わることも重要であるだろう。

【対象者の生活が継続できるように手続きや連携等】では、サービス利用のための住民票の取得、入院・入所・入居契約のための支援、支払代行、各職種への情報提供、親族との連携が示されていた。【対象者の生活が継続できるように手続きや連携等】を、対象者本人の意思を尊重して行うためには、対象者が意思決定を示すことが可能なうちに、どのような医療やサービスを望むのかについて確認しておき、後見が必要になり意思決定困難になっている場合には、事前の意思をふまえてケアやサービスに必要な手続きや連携を行う必要がある。このような事前の意思確認を行うためには、対象者が元気なうちから人生終盤について備える任意後見等の準備活動が必要であると考えられる。また、【対象者の判断能力の低下や認知症の症状によって生じ得る生活の問題に対して、対象者にとっての安全・安楽をはかるための見守りや環境調整等】では、五感によ

る判断、安否や生活状況の確認、問題解決を図るための連絡、段階的な環境調整、施設入所の判断・手続き、以前得た情報の活用、死後事務の準備が示されていた。

事前指示やリビングウィル（任意後見契約における事実実験公正証書）が行われていても、病状や環境等の変化に応じて対象者の気持ちに変化することもあるため、民法858条に心身の状態及び生活の状況への配慮と意思尊重が示されているように、状況に応じて対象者の意思を汲み取ることも必要になると考えられる。なお、障害者の権利に関する条約第12条の解釈として、特に意思と選好において非言語的コミュニケーションなど多様なコミュニケーション方法における権利擁護や支援が挙げられている（障害者権利委員会, 2014）。よって、多様なコミュニケーションスキルを駆使しながらケアを提供している医療・福祉従事者等との連携は欠かせないと考えられる。

### (3) 【対象者の視点を慮り、生活の質の向上を図る】について

【対象者の視点を慮り、生活の質の向上を図る】では、家族の生活も含めた生活支援、一般の感覚、認知症に関わらない説明の実施、対象者の潜在能力を引き出す、対象者の趣味や生きがい創出・達成のための支援、対象者の意思や選好をふまえた最善の模索や対応が示されていた。

よって、対象者に意思決定や判断能力が失われてからでは、情報を得ることが困難であることが明らかであり、第三者後見人として本人の判断能力のあるうちから支援すること（山口, 2014）により、医療や介護の判断場面で役に立つ情報を得ておくことは、いずれその情報を医療・介護専門職へつなぐことができると考える。また、事前に情報が得られていることで、成年後見人だけでなく直接的な援助を行う医療・福祉専門職にも、不可逆的な障害を負う対象者に可能な自己実現を見出すことを促進し、対象者の生活の質の向上につながり得るのではないかと考える。

### (4) 【後見活動に伴い、地域住民への意識づけや親族間との関係性などの波及効果】対【対象者の情報が得られにくい状況があり、必要なケアを受け難くしている】について

【後見活動に伴い、地域住民への意識づけや親族間との関係性などの波及効果】対【対象者の情報が得られにくい状況があり、必要なケアを受け難くしている】では、地域や親族のコミュニティエンパワメントによる波及効果がある一方で、対象者の意思決定能力が無く医療行為の同意権を持つ者が不在であることで、医療者の責任の下で対応して貰うしかないことが示されていた。一方で、後見活動に伴う地域住民への意識づけや親族間との関係性などの波及効果のある事例がある。成年後見人等の活動の成果の公表や啓発活動により、成年後見人の活動内容の認識がより一般的になることで、被後見人の生活の質を向上するケアを受けやすくするのではないかと考える。

以前は、財産保全目的で成年後見制度が利用されていたため、家族や司法専門職が殆どであったが、現在では福祉専門職や一般市民である市民後見人も成年後見人として多く活動している。また、単身世帯や認知症の増加、困窮者の増加に伴い、求められる後見活動が変化してきている。すなわち、対象者本人の意思の尊重を前提として、財産管理だけでなく多様な手法を用いたニーズの把握や、ニーズをふまえて必要な手続きや様々な関係職種や地域との連携を行うことによって、対象者本人の望まない生活環境や治療・処置が避けられ、障害を負っていても自己実現に向かう生活を可能にするのではないかと考える。

## おわりに

医療専門職は、医療が必要となる期間のみ対象者に関わるが多い。しかし、成年後見人の場合、対象者の生活療養の場がどこであり、転々としても、長期的に最期まで関わるため、意思を尊重するための支援が継続的に可能である。よって、人々の人生の終盤を支えている多職種連携のなかに成年後見人等を含めることは、判断能力の低下した人々が法の前に等しく認められる権利（日本国憲法 第12条）として、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず不当な影響を及ぼさないよう個別に支援されることの実現促進につながり得るため、重要であると考える。

## 【文献】

- Ely Lilly and Company's 2012 アルツハイマー型認知症に関する国際調査 [https://www.lilly.co.jp/pressrelease/2012/news\\_2012\\_126.aspx](https://www.lilly.co.jp/pressrelease/2012/news_2012_126.aspx), 2016.8.29アクセス
- 藤本健太郎 2014 ドイツにおける地域医療の動向について 健保連海外医療保障, 104, 1-7. [https://www.kenporen.com/include/outline/pdf\\_kaigai\\_iryu/201412\\_No104.pdf](https://www.kenporen.com/include/outline/pdf_kaigai_iryu/201412_No104.pdf)
- 平田常子 2002 自己決定の尊重と本人保護の調和—日本とドイツの成年後見制度— 近畿福祉大学紀要, 3(1), 16-28.
- 星野 茂 1995 成年後見制度をめぐる最近の動向 法律論叢, 68(1), 209-219.
- 法務省 1999 成年後見制度の改正について 民法の一部を改正する法律案等要綱の概要, [http://www.moj.go.jp/shingil/shingi\\_990216-4.html](http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_990216-4.html), 2016.8.29アクセス
- 五十嵐禎人, 斎藤正彦 1998 成年後見制度の改正（その1）—法定後見制度めぐって— 老年精神医学雑誌, 9, 1075-1085.
- 今田高俊 2000 支援型社会のシステムへ 支援基礎論研究会（編）2000 支援学—管理社会をこえて— 東方出版 Pp.9-28.
- 甲斐一郎 2010 成年後見制度と市民後見人 日本健康医学会雑誌, 19(2), 43-45.
- 河端啓吾 2011 社会福祉士が担う成年後見の現状と特性 関西福祉科学大学紀要, 15, 123-133.
- 兒嶋かよ子 2000 成年後見と介護保険の関係 介護支援専門員, 2(2), 67-70.
- 厚生労働省 2011 市民後見人について, <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkoukennin.pdf>, 2016.8.29アクセス

- 熊倉 勝、山田 昇 2011 「任意後見制度」の現状と課題について考える 佐野短期大学研究紀要, 22, 61-73.
- 松下啓子 2012 成年後見制度における市町村申し立ての現状と課題—大阪府下に焦点をあてて— 社会福祉学, 53(1), 54-66.
- 三浦正子 2008 成年後見制度を有効に活用する手立て 介護支援専門員, 10(1), 23-25.
- 宮本恭子 2013 山陰地方の養護老人ホームにおける成年後見制度の実態に関する研究 山陰研究, 6, 77-91.
- 水野 裕、難波吉雄 2001 高齢社会と成年後見制度 日本老年医学会雑誌, 38, 591-599.
- 中村康子 2005 成年後見制度の利用に関する一考察—介護保険制度ドイツと日本の比較を通じて— 北方圏生活福祉研究所年報, 11, 39-51.
- 日本弁護士連合会 1996 成年後見法大綱（中間意見）日本弁護士連合会司法制度調査会 日本弁護士連合会  
日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会東京都支部「成年後見法大綱」検討プロジェクト 1997 「成年後見法大綱（中間意見）」に関する見解 日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会東京都支部「成年後見法大綱」検討プロジェクト 日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会東京都支部
- 日本社会福祉士会成年後見制度研究委員会 1997 日本弁護士連合会成年後見法大綱（中間意見）に対する提言 成年後見制度と福祉 日本社会福祉士会成年後見制度研究委員会
- 西原留美子、佐久間志保子 2007 成年後見活動において身上に配慮した生活支援のあり方を呈する際のアセスメント項目の研究—社会福祉士を対象とした聴き取り調査の分析その1— 東海大学健康科学部紀要, 13, 9-18.
- 西尾敦史 2012 成年後見の社会化における法人後見の意義—沖縄県内の市町村社会福祉協議会の取り組みを通して— 地域研究, 9, 13-26.
- 小賀野晶一 2014 意思決定プロセスと法整備 老年精神医学雑誌, 25(2), 170-175.
- 岡本あゆみ 2015 終末期にある高齢患者の意思の尊重について—東京都の病院看護職への質問調査の分析から— 日本看護倫理学会誌, 7(1), 54-67.
- 小野義美 2014 成年後見制度の現状と課題：施行14年の検証 熊本ロージャーナル, 9, 17-34.
- 大場敏明 2013 認知症新時代 今こそ開業保険医の出番, 月刊保団連, 1120, 36-42.
- 大口義徳 2016 成年後見制度利用促進法—法制定の背景とその趣旨— 地域貢献推進プロジェクト（編）平成28年度フォローアップ研修 地域貢献推進プロジェクト, Pp.12-25.
- 斎藤敏靖 2001 成年後見制度の改正と今後の課題 新潟青陵大学紀要, 1, 113-121.
- 佐藤英晶 2010 特別養護老人ホームに関わるアカウントビリティとアドボカシー 帯広大谷短期大学紀要, 47, 1-10.
- 市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会 2007 平成18年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業 市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会 平成18年度報告書 日本成年後見法学会 平成27年5月11日アクセス <http://jaga.gr.jp/pdf/H18kenken.pdf>
- 菅富美枝 2013 民法858条における「本人意思尊重義務」の解釈—本人中心主義に立った成年後見制度の実現— 名古屋大学法制論集, 250, 129-153.
- 障害者権利委員会 2014 国連人権高等弁務官事務所（訳）日本リハビリテーション協会 一般的意見第1号（2014年）第12条：法律の前における平等な承認 2014年4月11日採択 2015年5月19日版 障害者権利委員会第11回セッション 障害者保健福祉研究情報システム 2016.7.20アクセス [http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd\\_gcl\\_2014\\_article12\\_0519.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gcl_2014_article12_0519.html).
- 高田洋子 2011 市民参加と成年後見制度 福井大学教育地域科学部紀要, 2, 269-292.
- 鶴浦直子 2011 ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究—成年後見制度を活用したソーシャルワークの実践の分析から— 社会福祉学, 51(4), 31-42.

- 山口理恵子 2014 日常生活自立支援事業と任意後見制度の一体的実施による地域生活支援システムの構築に関する研究—やすらぎ生活支援事業の検証を通じて— 長野大学紀要, 35(3), 163-174.
- 柳川育子 2006 判断力が衰え、要介護状態にある独居高齢者の地域生活支援—成年後見制度の「身上監護」を中心にして— 京都市立看護短期大学紀要, 31, 61-67.